［(2)～(15)　略］
［７～12　略］
［Ｂ～Ｄ　略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この告示は、告示の日から施行する。ただし、米、ばれいしょ、キャベツ、レタス、ねぎ、かぼちゃ、あんず、うめ、その他のハーブ、牛の食用部分及び魚介類（甲殻類に限る。）に残留するオキソリニック酸の量の限度、かんしょ、カリフラワー、トマト、きゅうり、かぼちゃ、メロン類果実（果皮を含む。）及びその他の野菜に残留するキザロホップエチル及びキザロホップＰテフリルの量の限度、小豆類、なす、すいか（果皮を含む。）、未成熟いんげん、みかん（外果皮を含む。）、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム、その他のかんきつ類果実、日本なし、西洋なし、もも（果皮及び種子を含む。）及びおうとうに残留するピフルブミドの量の限度、てんさい及びほうれんそうに残留するフェンメディファムの量の限度並びにアスパラガス、かぼちゃ、みかん、みかん（外果皮を含む。）、りんご及びぶどうに残留するベンジルアデニンの量の限度に係る改正規定は、告示の日から起算して１年を経過した日から施行する。

その他告示

○国土交通省告示第六百二十八号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第１項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年五月二十日から三十日間国土交通省中国地方整備局において一般の縦覧に供する。

令和八年五月二十日　　国土交通大臣　金子　恭之

路線名　中国縦貫自動車道

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
美祢市伊佐町伊佐字城山一一五二六番１七七から同市伊佐町堀越字洗川一〇九七八番二三まで	前	最大 一五六（メートル） 最小 二八	七九〇（メートル）
	後	最大 一五六 最小 二八	

○国土交通省告示第六百二十九号

船舶安全法（昭和八年法律第十１号）第六条ノ二の規定に基づき、次の事業場を次に掲げる物件の製造工事に係る事業場として認定したので、船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則（昭和四十八年運輸省令第四十九号）第十二条の規定に基づき告示する。

令和八年五月二十日　　国土交通大臣　金子　恭之

事業場の名称	事業場の所在地	認定に係る物件の範囲	有効期間
ナカシマプロペラ株式会社　岡山工場	岡山県岡山市東区上道北方688番地の１	プロペラ（固定ピッチプロペラにあっては直径5,000ミリメートル以下のものに限る。）	令和８年５月13日から令和13年５月12日まで

○国土交通省告示第六百三十号

船舶安全法（昭和八年法律第十１号）第六条ノ二の規定に基づき、次の事業場を次に掲げる物件の改造修理工事に係る事業場として認定したので、船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則（昭和四十八年運輸省令第四十九号）第十二条の規定に基づき告示する。

令和八年五月二十日　　国土交通大臣　金子　恭之

［(2)～(15)　略］
［７～12　略］
［Ｂ～Ｄ　略］

事業場の名称	事業場の所在地	認定に係る物件の範囲	限定事項	有効期間
ナカシマプロペラ株式会社　岡山工場	岡山県岡山市東区上道北方688番地の１	プロペラ（固定ピッチプロペラにあっては直径5,000ミリメートル以下のもの、可変ピッチプロペラにあってはプロペラの羽根に限る。）	修理工事に限る。	令和８年５月13日から令和13年５月12日まで

官庁報告

基本測量関係事項公告

基本測量の測量成果を得たので、測量法（昭和24年法律第188号）第27条第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和８年５月20日　　国土交通大臣　金子　恭之

種類	縮尺	実施時期	提供範囲	摘要
火山土地条件図	２万分１	令和８年	恵山	令和７～８年調査・編集、Ａ２判、多色、
〃	〃	〃	鶴見岳・伽藍岳	令和７～８年調査・編集、Ａ２判、多色、
備考　地図の刊行日　令和８年５月21日				

種類	提供範囲	摘要
火山土地条件図　画像データ	恵山	令和７～８年調査・編集
〃	鶴見岳・伽藍岳	〃
火山土地条件図（形分類）　数値データ（火山地形分類）	恵山	〃
〃	鶴見岳・伽藍岳	〃
地理院タイル（火山土地条件図　画像データ）	ズームレベル10～16	〃
〃	〃	〃
〃	鶴見岳・伽藍岳	〃

備考　地図の提供開始日　令和８年５月21日

上記は、測量法第27条第２項に基づき、インターネットによる提供を行う。